



## 会長退任のご挨拶

工学院大学 理事長  
大橋 秀雄

1999年から2003年にわたり、2期4年間会長を務めさせていただきました。時あたかも新世紀への移り変わりに当たり、また科学技術基本計画第2期の開始時期とも重なったため、それなりに話題豊富で活気に満ちた4年間でした。

毎年、「科学技術振興・推進に関するシンポジウム」あるいは「100万人科学技術者代表シンポジウム」と称してタイムリーな講演会を主催するほか、定時総会開催日にあわせて「学会共通問題に関する討論会」を開いてきました。また、このような講演会での意見・主張を主体とする本が3冊も出版されたことは画期的なことだと思っております。さらに本会からの発信として、「技術者の育成確保についての七つの提言」をはじめとした三つの提言あるいは要望書が取りまとめられました。4年間の主要な活動経緯は、別表をご覧ください。

いま、人材育成の重要さが改めて認識され、次期科学技術基本計画の策定と絡んで新しい動きが始まっています。このような流れに、学協会と連携して科学技術者の育成・強化に取り組んできた本会の活動が大きく貢献できたことは、皆様方と一緒に大いに自負すべきことだと思っております。

すべてが予定通り進めば、私は5月の定時総会で任期を終了し、次期会長にバトンタッチするはずでした。しかし現実には、3月の始めに様々な不測事態が一気に噴出し、8月21日の臨時総会まで苦難の6ヶ月が待っていました。問題は、平成14年度決算を間近に控え巨額の赤字が明るみに出たことと、理事会側で全く関知していなかった外部企

業との業務委託契約が存在していたこと、理事会が把握していなかった銀行借入れが存在することなどでした。私は、会長権限で直ちに事務局長の業務を停止し、小野田武理事を委員長とする管理委員会を発足させて、理事会との密接な連携のもとで事態の解決に当たることを決めました。

先ず、5月6日に予定されていた定時総会はそのまま開催し、その時点までに解明された事実に基づく決算、予算案を提示した上で、「今回明るみに出た事務混乱を收拾し、次期役員に会務執行の引き渡しができる環境が整うまで、現役員が役職を継続担当する」ことをお認めいただきました。それ以来3ヶ月半が経過し、8月21日に、必要最低限の引継環境を整えて臨時総会開催に漕ぎ着けました。その間の事態説明および対処については、臨時総会での議案審議に先立ち小野田管理委員長から報告された「日本工学会事務運営混乱に関する経過報告並びに健全な運営に向けて」のなかで、簡潔かつ明快に述べられております。

今回の事務混乱の原因は何かと冷静に考えてみますと、大きく二つに集約されます。一つは、17年間にわたって会務を取り仕切ってきた事務局長が、高齢の故もあって事務管理能力が低下し、ことに平成13年度に国からの調査委託費が急増したのをきっかけにして、自らの責任で学会業務全般を管理・統括する能力を失ってしまったことが挙げられます。

第二は、そのような事態を、破局が表面化するまで理事会側で把握できずに、事務局長の説明を鵜呑みにしてきた

こと、また、チェック機能を果たすべき適切な規則・規程類の不備にあります。理事会は、長年事務局長の調整能力と企画力を信頼し、事務局長の提案をベースに審議・承認する慣行を続けてきましたが、少なくとも平成12年度までは会務が滞りなく動いて来ました。その安心感こそが、事態が明るみに出るまで事務局長一任を続けてきた真の原因であったと思っています。

今回の問題処理に当たって最も重視したことは、日本工学会を存続させることでもあります。創立以来124年、日本の工学系学協会のルーツに当たる由緒ある組織を潰してはご先祖様に申し訳ない。そうゆう気持ちは勿論ありました。しかし、役割を終えた組織は勇気を持って潰してしまうことも一つの英断です。しかし我々は、一度工学会を潰すと、学協会の要の役を果たす組織を再建することはほとんど不可能で、きっと後悔すると確信しました。わが国で、学協会の連合組織として法人格をもっているのは日本工学会だけです。日本医学会や日本農学会など、他にも学協会の連合体はありますが、役割が連合講演会の開催など、やや違ったところに置かれております。日本工学会は、専門分野を網羅して、専門家集団として声を上げることができる唯一の組織であります。これを潰してはならない。そのことが、事態収拾の最大のモチベーションとなりました。

第二に重視したことはスピードであります。再建案を確定するのにスピードが大切です、工学会の財務を健全な状態に戻すのにもスピードが必要です。10年がかりで債務を帳消しにするような案では、このスピードの時代には死に体も同然です。我々は許される再建の期間を2年間と決めました。

臨時総会で承認いただいた再建案は、2年間で日本工学会の財政を立て直すという目標を実現するための解答となっております。一部理事の寄付を収入に加えるなど、一般論で言えば無理な点があるのは承知しています。しかし、与えられた条件下で目標を達成するには、この方法しか考えつかず、実行できませんでした。

今回の問題処理に当たり、いろいろな学協会の学会経営のベテランから多大のお知恵と労力の提供をいただきました。困ったときに頼りになるのは、会員学会のお力だと、つくづく有り難く思いました。この場をお借りして、心から御礼申し上げます。また、経費削減のための事務所移転については資源・素材学会と日本建築学会から、年金取次ぎ事務の肩代わりについては自動車技術会から、所蔵図書保管については土木学会からというように、組織としてのご支援にも厚く御礼申し上げます。

また、私の指名で監理委員長をお引き受けいただいた小野田さんには、まさしく問題解決の原動力の役割を果たしていただきました。感謝の言葉もありません。さらに、日本機械学会常勤理事の高橋征生さんには、事務局長空席のまま事務局長代行の役割をお引き受けいただき、文部科学省への説明を始めとして本来の事務局長以上の働きをしていただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

あと私が望むことは、佐々木元会長をはじめとする新役員が強いリーダーシップを発揮されて、日本工学会の再建をますます確実なものとし、その存在意義を一層高めていただくことだけであります。

以上、在任中に賜ったご支援に感謝しつつ、退任のご挨拶とさせていただきます。

## 日本工学会活動経緯 《1999年4月－2003年4月》

1999年 (H11年)		4日丸善から出版)
4月21日	第12回学協会共通問題に関する討論会 21世紀に向かって学協会がめざす課題	4月26日 技術者の育成確保についての七つの提言
12月17日	第9回科学技術振興・推進に関するシンポジウム 科学技術と社会	9月4日 第11回100万人科学技術者代表シンポジウム 科学技術の新世紀 (講演録を含め日本工学会編「科学技術の新世紀」 として翌年6月5日丸善から出版)
2000年 (H12年)		12月20日 第12回科学技術振興・推進に関するシンポジウム 産学連携の新しい展開 一学協会の役割一
4月25日	第13回学協会共通問題に関する討論会 学協会が社会に果たす役割	
5月29日	科学技術創造立国と学協会 (提言) 文部大臣 中曽根弘文殿	2002年 (H14年)
9月28日	技術者の継続能力開発についての要望書 内閣総理大臣 森喜朗殿	5月8日 第15回学協会共通問題に関する討論会 技術者の継続教育への取り組み
12月14日	第10回科学技術振興・推進に関するシンポジウム 科学技術と社会 (Part II)	11月25日 第13回100万人科学技術者代表シンポジウム 地球社会とアジアの未来 一新世紀文明創造への日本の選択への一 (講演録を含め 科学技術連合フォーラム編「地球社会とアジアの未来」として翌年5月30日NPOアジア環境技術推進機構から出版)
2001年 (H13年)		
4月26日	第14回学協会共通問題に関する討論会 技術者の育成確保 (講演録を含め 日本工学会編「技術者の能力開発 —240万人技術者の飛躍を目指して—」として9月	2003年 (H15年)
		1月30日 新春特別シンポジウム 「持続可能な日本とは」



## 会長就任のご挨拶

日本電気株式会社 代表取締役会長  
佐々木 元

8月21日の臨時総会で大橋前会長から会長職を引き継いで頂くことになりました。日本工学会は、明治12年(1879)年の創立以来124年の長きに亘り日本の工学系学協会のルーツとして、また我が国工学系学協会の要として工業界の発展のために尽力して参りました。

今度の事務混乱は、日本工学会の存立にも関わる創立以来未曾有の出来事でしたが、混乱の解明と再建策の策定の為に日夜労をいとわずご協力頂いた会員学協会の皆様のご努力により、平成15年度新体制から再建に向けて出発することができました。大橋前会長を始めご苦勞頂いた関係の方々に改めて感謝申し上げます。

日本工学会は、今回の混乱の事実を真摯に受け止め、創立以来我が国工学発展の為に尽くされた諸先輩の努力に報いるべく今後の健全な運営と発展に向けて努力しなければなりません。中でも赤字の解消による財政の早期健全化、再発防止の為に規程類の整備と適切な事務局運営の為に理事会の指導・監督機能の強化は最優先事項と考えます。

幸いな事に日本工学会の会員学協会には我が国を代表する豊富な知識と人材の蓄積があり、学協会の運営経験豊かな人材も多数揃っております。会員の皆様のご努力が結集されれば、現在の困難な事態も早期に解決され、日本工学会が本来の目的に邁進できる日も短期間の内に訪れると確信しております。

近年、科学技術は、人類社会の継続的な発展をもたらす原動力として、新たな視点からその振興と人材の育成が過

去例を見ない程重要視されています。日本の工学系学協会のルーツとして、また要として我が国の工学の発展と人材の育成に当たってきた日本工学会が、創立以来の諸先輩の意志と努力に適うべく社会的使命を果たす事が工学会再建の本来の社会的意義であります。自らの社会的使命と責任を改めて見直し、今後の我が国の科学技術発展のために日本工学会が意義ある役割を果たせる様、会長として微力ではありますが尽力して参りたいと思いますので、会員の皆様におかれましてもご理解とご協力をお願いする次第です。

### 平成15年度役員一覧

会 長	佐々木 元	日本電気(株) 代表取締役会長
副会長	相澤 益男	東京工業大学 学長
副会長	木村 孟	大学評価・学位授与機構 機構長
理 事	大輪 武司	社団法人日本機械学会 工学教育センター長
理 事	小野田 武	日本大学総合科学研究所 教授
理 事	内仲 康夫	社団法人日本鉄鋼協会 専務理事
理 事	小林 功郎	東京工業大学精密工学研究所 教授
理 事	志田 憲一	社団法人高分子学会 常務理事
理 事	益田 隆司	電気通信大学電気通信学部 教授
理 事	村上 周三	慶應義塾大学理工学部 教授
監 事	齋藤 忍	石川島播磨重工業(株) 主席技監
監 事	山本 英雄	宇都宮大学工学部 教授

## 理事の責任

情報処理学会 事務局長  
湖東 俊彦

1. 法人の代表としての責任(民法53条、54条)  
対外的に理事が行った行為は、本会を代表して行ったものとみなされ、本会に権利義務が生じる。
2. 不法行為に対する責任(民法44条)  
理事がその職務で行った不法行為により他人に損害を与えた場合、法人が損害賠償責任を負うが(民法44条)、

損害を被った者は、当該理事に対しても損害賠償の請求ができる(判例)。

さらに、本会目的の範囲以外の行為が、他人に損害を与えた場合は、その事項に賛成した者は連帯して賠償する責任がある。

【民法44条(法人の不法行為能力)】

1. 法人は、理事その他の代理人がその職務を行うにつき、他人に加えたる損害を賠償する責に任ず。
2. 法人の目的の範囲内に在らざる行為に因りて、他人に損害を加えたるときは、その事項の議決を賛成したる社員、理事、およびこれを履行したる理事、その他の代理人は、連帯してその賠償の責に任ず。

### 3. 役員のパ則

#### 【民法84条（役員のパ則）】

法人の理事、監事または清算人は、左の場合においては50万円以下の過料に処せられる。

1. 登記を怠ったとき
2. 財産目録、社員名簿の不備、またはこれに不正の記載のあるとき
3. 主務官庁または裁判所の監査を妨げたとき
4. 主務官庁の監督上の命令に違反したとき
5. 官庁または総会に対し、不実の申立てや、事実の隠蔽を行ったとき
6. 破産宣告の請求を怠ったとき
7. （破産債権の）公告を怠ったとき

#### ■理事の責任への対応

※上記の損害賠償および罰則以外には以下の通り。

1. 主務官庁による監督：民法67条による命令および民法71条による設立許可取り消し
2. 監事による監督：民法59条による監督官庁等への報告

および総会招集

### 3. 定款による役員解任

#### ■理事の責任に関する民法および定款に基づく具体的な解説

社員（会員）は、事業計画・予算を総会で承認し、総会で選任した理事に業務行を委ねる。理事は、理事会を組織し業務を執行する。理事の代表である会長は、各業務の執行に際し各理事の分掌を決める。各業務理事は、当該業務の執行責任と義務を負う。

仮に、理事が「2. 理事の職務権限」に関する義務を以って業務を遂行した結果により、法人の収支が赤字となったとしても、法律も定款も、理事が財産を充当することや、社員（会員）に対する責任は求めてはいない。

ただし、赤字が毎年継続するような状況において理事が何らの対策も取らないとすれば、「何もしない責任」は、監督者（主務官庁または監事）から問われることになり、定款による解任や、主務官庁の法人に対する監督命令が行われる場合も理解しておく必要がある。赤字が継続する状況においては、理事は、収入の拡大または業務縮小のいずれかの方向に努めることが求められる。

法人の理事の職にあるときに不法行為または賛成の議決を実行した責任は、理事を退任したことによって免れることはできない。

（2003年7月22日開催の日本工学会事務研究委員会資料から）